

議案第 6 1 号

大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大田原市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大田原市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 9 月 2 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例及び大田原市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例  
の一部を改正する条例

(大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条  
例の一部改正)

第1条 大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め  
る条例(平成26年条例第27号)の一部を次のように改正する。

題名中「特定地域型保育事業」の次に「並びに特定子ども・子育て支援施設等」を加  
える。

目次を次のように改める。

目次

第1章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 総則(第1条―第3条)

第2節 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準(第4条)

第2款 運営に関する基準(第5条―第34条)

第3款 特例施設型給付費に関する基準(第35条・第36条)

第3節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準(第37条)

第2款 運営に関する基準(第38条―第50条)

第3款 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条)

第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(第53条―第61条)

附則

本則(第2条第12号及び第8条を除く。)中「支給認定」を「教育・保育給付認  
定」に改める。

「第1章 総則」を「第1章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営  
に関する基準」に改める。

第1条の前に次の節名を付する。

第1節 総則

第2条第24号を同条第29号とし、同条第15号から第23号までを5号ずつ繰り  
下げ、同条第14号中「第14条第1項」を「第7条第10項第5号」に改め、同号を  
同条第19号とし、同条中第13号を第18号とし、第12号の次に次の5号を加える。

(13) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成26  
年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上教育  
・保育給付認定子どもをいう。

(14) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以

上保育認定こどもをいう。

- (15) 満3歳未満保育認定こども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定こどもをいう。
- (16) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (17) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条中「適切な」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第2章の章名及び同章第1節から第3節までの節名を削る。

第3条の次に次の節名及び款名を付する。

#### 第2節 特定教育・保育施設の運営に関する基準

##### 第1款 利用定員に関する基準

第4条の次に次の款名を付する。

##### 第2款 運営に関する基準

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有無」を「教育・保育給付認定の有無」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第13条第4項第3号を次のように改める。

- (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定こどものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

（ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

（イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定こどものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定こどもに対する食事の提供

第34条の次に次の款名を付する。

第3款 特例施設型給付費に関する基準

第3章の章名及び同章第1節から第3節までの節名を削る。

第36条の次に次の節名及び款名を付する。

第3節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準

第37条の次に次の款名を付する。

第2款 運営に関する基準

第50条の次に次の款名を付する。

第3款 特例地域型保育給付費に関する基準

第1章の次に次の1章を加える。

第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

(趣旨)

第53条 法第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。）の運営に関する基準は、この章に定めるところによる。

(教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録)

第54条 特定子ども・子育て支援提供者（法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。）は、特定子ども・子育て支援（同条第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用料及び特定費用の額の受領)

第55条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者（法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者という。以下同じ。）から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価（子ども・子育て支援法施行規則第28条の16に規定する費用（以下「特定費用」という。）に係るものを除く。以下「利用料」という。）の額の支払を受けるものとする。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。

(領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付)

第56条 特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、前条第2項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用給付費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。

(法定代理受領の場合の読替え)

第57条 特定子ども・子育て支援提供者が法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前2条の規定の適用については、第55条第1項中「額」とあるのは「額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第1項中「利用料の額」とあるのは「利用料の額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第2項中「前項の場合において、」とあるのは「法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「当該支払をした」とあるのは「当該市町村及び当該」と、「交付し」とあるのは「交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知し」とする。

(施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知)

第58条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しなければならない。

(施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第59条 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによ

って、差別的取扱いをしてはならない。

(秘密保持等)

第60条 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども（法第30条の8第1項に規定する「施設等利用給付認定子ども」をいう。以下この条において同じ。）又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(記録の整備)

第61条 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、第54条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び第58条の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

附則第3条第1項及び第2項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

(大田原市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部改正)

第2条 大田原市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例（平成27年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

附則第3項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。